



新リース基準の処理

リース取引を行ったときの取り扱いについて、全てのリース取引を借り手側はオンバランスする新リース基準が公表されました。2027年4月1日以降開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。なお2025年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から前倒して早期適用も可能です。

■ 対象企業

上場会社は新リース基準が強制適用されます。**未上場会社（中小企業）は新リース基準が強制適用されません。**従来通りの会計基準を継続適用できます。ただし連結会計をする関係会社の決算及び監査の都合で新リース基準に変更する時期を合わせることに become と思われる。

■ 現行の会計基準

ファイナンスリース取引の場合は、リース資産を資産計上し、リース債務を負債計上します。リース資産は減価償却費を通じて費用化されます。支払利息相当については支払時に費用計上されます。（売買取引に準じた会計処理）

オペレーティングリース取引は支払時に毎月の支払金額を費用計上していきます。（賃貸借取引に準じた会計処理）簿外債務については貸借対照表では読み取れないため個別注記表でリース債務残高の表示を求めています。

■ 新リース基準

オペレーティングリース取引についてもファイナンスリース取引と同様にリース資産を資産計上し、リース債務を負債に計上します。リース資産は減価償却費を通じて費用化されます。また支払利息相当分が支払時に費用化されます。つまり会計上はファイナンスリース取引、オペレーティングリース取引のどちらも貸借対照表上に計上されます。

一方で、法人税法においては、ファイナンスリース取引は原則として売買処理として、資産及び負債を計上し、減価償却費と支払利息を損金経理するのに対してオペレーティングリース取引は債務確定した金額のみをその事業年度の損金算入としております。ゆえにファイナンスリース取引については会計と税務に差は生じませんが、**オペレーティングリース取引については別表調整が新たに必要となります。**

■ 適用除外のリース取引

リース期間が12か月以内の短期リースや重要性が乏しい減価償却資産と判断されたもの（金額による判定）については、オンバランス処理は不要としてこれまで通り定額費用処理がされます。

■ 適用初年度の注意

新リース基準を適用する際の経過措置として以下を選択することになります。

①会計基準の適用初年度においては、会計基準の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間の全てに遡及し適用する方法（過去の決算書を全て訂正する方法）

②適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針として適用する方法

どちらかを選択してもまた、前倒しにしても後回しにしても特別な処理を行うことになります。

エルタックスの機能変更

地方税共同機構から案内です。

令和7年3月24日より、「PCdesk（DL版・WEB版）」において、第三者によるなりすましを避

ける目的として、ワンタイムパスワードによる二段階認証が導入されました。

地方税においてダイレクト納付を行う場合は、ワンタイムパスワードが届くメールアドレスを登録し、納付の都度そのメールの確認をしないと納付ができない仕組みに代わりました。そのため、納付の操作を行う際に、その操作を行う方が確認できるメールアドレスの登録が必要になります。

法人住民税は税理士が納付手続きを行い、住民税は顧問先側が操作を行うようなダイレクト納付の操作に複数の方が携わる場合は、操作をする方のメールアドレスが正しく登録されているか確認の必要が出てきました。

①税理士が代理人登録をして納税の手続きを行う場合

代理人操作の場合は、代理人の利用者 ID に紐づくメールアドレスの内、1つ目に登録されているアドレスにワンタイムパスワードが通知されます。

②（顧問先様が）顧問先の ID で納税の手続きを行う場合

顧問先の利用者 ID におけるメールアドレスの登録（最大3件）が可能です。

ダイレクト納付の際は、納付方法選択画面のダイレクト方式選択箇所に、利用者 ID に紐づき登録されているメールアドレス（最大3件）が表示され、ワンタイムパスワードの通知を希望するアドレスを選択することが可能です。以上を確認し、操作を行う方のメールアドレスの追加登録・変更をお願いいたします。3月24日以後はメールアドレスの変更または追加時においても二段階認証の対応が必要となります。

該当と思われるお客様には別途お声がけし、説明、設定の機会を設けます。

4月からの保険料率の確認

(1) 雇用保険料率

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの

雇用保険料率は以下のとおり変更となります。

令和7年4月から、事業主負担の保険料率が 9.5 / 1,000 から 9 / 1,000 へ変更されます。

労働者負担は 6 / 1,000 から 5.5 / 1,000 に保険料率が変更になります。ともに減額となります。

給料計算の際は保険料率が変更となりますのでご注意ください。（下記比較表より）

○令和7年4月1日～令和8年3月31日

		①労働者負担	②事業主負担	①+②雇用保険料率
一般の事業	7年度	5.5	9	14.5
	6年度	6	9.5	15.5
建設の事業	7年度	6.5	11	17.5
	6年度	7	11.5	18.5

(2) 健康保険料率

令和7年3月分の健康保険料から料率が変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。給料計算の際は保険料率表を確認の上徴収をお願いします。今年度の関東地方の保険料率は以下の通りです。昨年関東で最も高い神奈川県も今年度は10%以下に納まりました。

(3) 介護保険料率

現在、介護保険料率は1.60%でしたが、令和6年3月分からの介護保険料率は1.59%とわずかですが変更されます。4月末納付分の社会保険の預かり金の計算の際はご注意ください。

(4) 子ども・子育て拠出金率

子ども・子育て拠出金率は0.36%と昨年より据え置きです。（芝事務所：山本 修）

健康保険料率（関東地方）

	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	前年
茨城県	9.67%	9.66%	9.73%	9.77%	↑
栃木県	9.82%	9.79%	9.96%	9.90%	↑
群馬県	9.77%	9.81%	9.76%	9.73%	↓
埼玉県	9.76%	9.78%	9.82%	9.71%	↓
千葉県	9.79%	9.77%	9.87%	9.76%	↑
東京都	9.91%	9.98%	10.00%	9.81%	↓
神奈川県	9.92%	10.02%	10.02%	9.85%	↓